

<川越市>

## 追い詰められた疑惑の女性職員A氏！

### 原告・新井喜一氏(元川越市議)信頼と誇りをかけた渾身の裁判

#### 2020年10月15日(第9回口頭弁論)傍聴記

すべては、2018年9月、当時川越市役所議会事務局の女性職員A氏が、新井喜一氏から度重なるパワハラ・セクハラ被害に遭っていたとのマスコミ記者会見を、突如ぶち上げたことから始まった。

女性職員A氏は、新井氏宛てに内容証明郵便で「証拠もある」「100万円を払い謝罪しろ」「法的措置をとる(訴える)」などと通知し、新井氏に書面での返答を要求しながら、3日後に大々的な新井氏告発記者会見を吉廣慶子弁護士と開いたのである。

女性の被害者と女性の弁護士。この組み合わせは記者たちを簡単に信用させた。

驚くべきことに、女性職員A氏と吉廣弁護士は、新井氏がハラスメントを全面否定しながらも「自分が議員でいることが議会に混乱を招く」と議員を辞職した後も記者会見を開き、そこで「隠し録音」した音声のごく一部だけ(このような手法自体、極めて意図的誘導的だ)を記者たちに聞かせ、新井氏のハラスメント行為を印象づけようとした。提訴会見でもない単なる一方的に新井氏の悪口を言いまくる記者会見を、小野澤康弘議長も川合善明市長も黙認し放置した。

マスコミは、どの社も丁寧な裏付け取材をすることなく、一斉に女性職員A氏側の筋書きに沿った「被害者」報道をした。「被害者」側に加担している分には人権侵害を問われることはない、そんな安易な発想が窺える。

あれから2年。事態は180度様相を変えた。新井氏に訴えられたのは女性職員A氏の方だった。女性職員A氏は法廷に1度も姿を現わさず、あれほど鼻息の荒かった吉廣慶子弁護士も法廷に姿を現さなくなった。

## 新井氏のセクハラ事例がない「アンケート結果を証拠」で提出？！

### 被告弁護団の「支離滅裂」な弁護活動

この日の裁判もわずか3分で終了した。公開裁判の建前上、事前にファックスし合っている書面、証拠も、法廷で提出した扱いにする必要があるからだ。

原告・被告がそれぞれ主張と反論を繰り返す「準備書面」というものを、裁判官が「前回の被告の反論に対して、原告の主張が提出されました」と確認して、「この点はどういうことですね？」などの確認や質問を双方に対して行う手続きである。

事前に「準備書面」を読むことができない傍聴人には、法廷でどんなやりとりがされているのか、さっぱりわからない。その点、原告・新井喜一氏代理人の清水勉・出口かおり弁護士は、閉廷後にその日にあった裁判手続の内容について傍聴に来た市民たちを前に詳しい実況解説をしてくれることを定例行事にしている。

**傍聴人向けにこのような解説をしてくれる法律家は、そういるものではない。**

コロナ禍が続くなか傍聴券配布で行われた裁判では法廷に入れられない人もいるため、閉廷後に裁判所裏庭に集まった十数人の市民や新井氏支援者を前に、清水弁護士の解説からスタートした。

#### 清水勉弁護士

皆さんは準備書面を読んでないので判らなかつたと思いますが、実は今日の裁判はとて面白かつたんですよ。裁判長は型どおり「反論ありますか…」と被告代理人弁護士に問いかけていましたが、今回、提出した書面は被告側の主張に丁寧に反論したものですから、被告側にはこれ以上の反論はほぼ無理なのです。だから、被告側の坂下弁護士は、「必要な限度で…」と一言言うだけだったので。

裁判が始まったばかりの頃、裁判官席にいちばん近い席に坂下弁護士が座り、その次に吉廣弁護士が座り、さらに新たに4人ほどの男性弁護士が加わっていました。それが3回目頃の期日から吉廣弁護士は完全に姿を消し、いまでは坂下弁護士のほかには男性弁護士一人だけになってしまいました。

職場のハラスメント事件で被害者を職場の内外で守らなければならない事件では、数人の弁護士が弁護団を組むのは当然です。女性職員A氏を守ろうという意識で弁護団が組まれているのなら、それはそれであります。

弁護団事件では弁護士が組織的に事件に取り組む関係から弁護団会議を頻繁に開いて対策を練ります。女性職員A氏の弁護団もそういう会議を開いているはずで、そこには訴訟当事者である女性職員A氏は必ず参加しているはずで、

裁判では事実関係が重要ですから、どうしても本人に確認する必要があるからです。その会議で原告の書面を検討し真剣な議論が行われていれば、後から参加した弁護士も最初からいた2人の弁護士と同じように女性職員A氏に共感し裁判への取り組みに熱心になって、弁護団活動は盛り上がります。

ところが実際は、最初、内容証明郵便で新井さんに「**法的手段（裁判）**」をちらつかせ、記者会見を繰り返し、新井さんを屈服させようとやたら威勢のよかった吉廣弁護士が裁判を起こさないどころか法廷に出て来なくなり、いまや坂下弁護士ほか1人だけという尻つぼみ状態。これが何を意味するかは明らかではないでしょうか。

## 出口かおり弁護士

今回は、被告が証拠に出したいと言って裁判所も認めた「**川越市役所職員アンケート**」からなにが言えるのかということについて、私たちが反論を出しています。

このアンケートは、被告が新井さんを実名告発したわずか1週間後に、川越市役所内でのハラスメント実態調査という名目で全職員を対象に実施されました。

アンケートの回答には、たとえば市長も含む執行部や上司や部下、同僚からのハラスメントについて答えたものもありますが、この裁判で被告が証拠申請したのは「**市議会議員から受けたハラスメント**」という限定した範囲でのアンケート回答です。

被告としては、ここで新井さんのハラスメントを立証するような言動を拾い上げて裁判所にアピールする狙いから、あえて「**議員から受けたハラスメント**」の項目だけを証拠申請したのでしょ。

ところが、「**市議によるハラスメント**」について回答したアンケート結果では「**党の機関紙を取ってくれと言われた**」というものが多かったです。

これでは新井さんのハラスメントと何も関係がありません。それよりも、先ほども言ったようにこのアンケートは、女性職員A氏が新井さんを実名告発した記者会見から1週間後に行われたんです。この**タイミングが重要**なんです。

マスコミが大々的に新井さんを総攻撃している、真ただ中で市がアンケートを実施したんです。こうなると、とくに新井さんと面識がない職員もメディアの論調と庁舎内での

同調圧力に引っ張られて、「市議会議員のハラスメント」というアンケートに、無理にでも新井さんを紐づけて回答する空気になります。

このように、新井さんにとって不利な条件下で行ったはずのアンケート調査でさえ、新井さんからセクハラ被害を受けたとの回答は、被告の女性職員A氏に対する「セクハラ」しかなかったんです。たとえば、新井さんが職員の一りに「本を貸した」ことを、ハラスメントだと回答したものがありません。

読書家でもある新井さんは、ある職員に「この本読んでみるといいよ」と普通に本を薦めただけのことで、読めと強要したわけでも2度も3度も言ったわけでもありません。これをハラスメント被害だと思うほうが異常なのは言うまでもありません。新井さんから体を触られるセクハラを受けたという回答などは、女性職員A氏以外にいなかったことが、被告自身が提出したアンケート結果という証拠で明らかになりました。



## 事実も証拠もない告発記者会見とマスコミ報道

女性職員A氏から議会に申し入れがあった**2018年9月14日その日に第三者委員会の設置を決めた小野澤議長**は、もともと川越市の審議会等の委員として仕事をしている、すなわち川合市長のもとで川越市の仕事をしている3人を第三者委員会の委員に選任して、女性職員A氏の申入れ内容について調査をさせた。

ここで、新井氏は代理人に清水勉弁護士をつけ調査に応じ、事実関係を詳しく説明した。第三者委員会は、女性職員A氏が訴える**ハラスメント行為の場に居合わせた議員7人、議会事務局職員全員**から聴き取りをした。その結果、女性職員A氏の訴えはほとんど「認定」されず、「認定」されたのは唯一、女性職員A氏が自分の判断で参加した**新井氏宅での宴席の会話を全部隠し録音**した5時間近くのやりとりの中で、新井氏の言葉を拾い出したものだけだった。

この時点で、第三者委員会は、女性職員A氏の訴えこそおかしいと気づいたはずだ。それなのに、報告書ではベテラン議員の存在が議会事務局職員に対するハラスメントの原因になっているかのような指摘をしている。これは新井氏の場合には当てはまらない。全くの的外れだ。ベテラン議員である**新井氏を非とすることが最初から決まっていた**かのようだ。



## ＜女性職員 A 氏が主張する 19 件のハラスメント行為＞

	年月日	場所	ハラスメント行為	第三者委員会の評価
1	平成30年4月9日	川越市内の日本料理店	飲酒の強要	パワハラと推認
2			太腿を触る	非認定
3			「事務局のせいで前泊できない」等の発言	非認定
4			股間を叩き「使い物にならない」等の発言	非認定
5	平成30年4月25日	議員控室	「彼氏いるの」等の発言	非認定
6			女性職員A氏の膝を凝視	非認定
7	平成30年5月10日	尾道での行政視察 スナックでの二次会	カラオケの順番に激怒	非認定
8			「お前いい女だな」等の発言	非認定
9			「レタスしゃぶしゃぶ一緒に作る？」等の発言	非認定
10	平成30年5月11日	行政視察からの帰途	どら焼きを半分にして分け与える行為	非認定
11			新幹線車内で手を重ね置き「レタスしゃぶしゃぶ調べときなよ」等の発言	非認定
12	平成30年5月14日	新井氏自宅の宴席	飲酒の強要	パワハラと認定
13			下着のCM中「ああいう体？」と発言	セクハラと認定
14			「おっぱい大きかった？」と発言	セクハラと認定
15			「部屋は一つでいい」「手は出さないかもだけど足は出す」等の発言	セクハラと認定
16	平成30年6月27日	議員控室	「行政視察の帰りに飲みに行こう」等の発言	非認定
17	平成30年6月28日	議会事務局前ロビー	他の議員に対し、女性職員A氏が視察に来ないことを批判	非認定
18	平成30年8月22日	議員控室	「やっぱり男がいいか」等の発言	非認定
19	平成30年8月31日	議員控室	「やっぱり男っていい？」「新婚っていいよな」等の発言	非認定

**注）19 件のうち 1 件がハラスメントと推認、4 件が認定されているが、認定された 4 件はすべて新井氏宅での宴席で出た新井氏の言葉尻を捉えたもので、4 件というカウントは粉飾だ。1 回の機会だけだったとみるべきだ。**

女性職員 A 氏の訴えをほとんど「認定」しなかった第三者委員会だが、それでもなお、第三者委員会は新井氏に敵対的な態度だった。

本紙は、新井氏を陥れた「真犯人」と良心の板挟みになって苦しい報告書をまとめた第三者委員会に同情しないではないが、もしも、第三者委員会が、唯一、新井氏のハラスメント行為を「認定」した日の女性職員 A 氏の不可解な行動（上司に「参加しなくていい」と言われたのにわざわざ出かけて、5 時間という長時間、隠し録音をして、後から新井氏のハラスメント発言を拾い出し、また、議会事務局異動直後から度重なる新井氏のハラスメント被害に遭ったと言いながら、新井氏の自宅にまで出向いていたなど）を取り上げ、裏付けのないハラスメント行為での申し出は相手方の名誉を著しく損なうから行うべきではないと指摘してくれていれば、新井氏の名誉は報告書で回復されていたはずだ。

本件は、議長、議会、職員も操ることができる「真犯人」が、新井氏の失脚を画策し、マスコミの体質を巧みに使った「犯罪」ともいえるべき悪質な陰謀事件だ。

この事件がセンセーショナルに全国報道され、新井氏の政治生命を奪い、新井氏の家族にも精神的被害を与えた原因は、新井氏が職員女性 A 氏の「太ももを触った」「手を握った」という虚偽の被害申告を、メディアがなんらの検証もせずに大見出しに取ったからだ。

テレビ朝日の人気番組では著名なコメンテーターが「この議員は日常的に（セクハラを）やってたわけだから」と、誰も事実認定していないうちから断言していた。

マスコミは誤報を嫌う。というより、誤報したことを認めることを嫌う。

自分たちは報道のプロとして十分な取材と節度ある報道をしているという世間体があるからだ。クロではない新井氏を「クロ」と報じてしまった各社は、いまさら「あのときの報道はどの社も間違った」とは書けない。どの社も誤報を認めないなら自分の会社も認めなくていいという横並び意識。

だから第三者委員会が、調査報告書で「セクハラと認定」とした箇所だけを都合よく見出しに使い、新井氏はセクハラ加害者であることに間違いはないと片づけた。

あとは2度と取り上げなければいいという、「逃げ切り」作戦だ。だから、大逆転が起こっている法廷にはマスコミの記者は一人も姿を見せない。

女性職員A氏が一部でも勝訴してくれれば、「やっぱり女性職員A氏は被害者だ」「新井氏はセクハラ議員だった」と書ける。

## 「犯罪は成功」しましたね

裁判終了後の清水・出口弁護士の解説をじっと聞いていた市民のひとりが静かな怒りを口にした。

「女性職員A氏がこの裁判で追い詰められているとしても、真犯人は完全に目的を達していますよね。要するに、『でっち上げ』という卑劣な犯罪で新井さんの政治生命を奪うことには成功しました。それを許していいんですか？」

この市民の声を受けた清水弁護士は頷いて、こう言った。

「そのとおりです。真犯人は完全に目的を達しています。許しがたいことですが、この裁判で出来ることは、新井さんは女性職員A氏が訴えているハラスメントに及んだ事実はなかったことを明らかにするだけです。真犯人を突き止める裁判でも、その責任を問う裁判でもありません。女性職員A氏の背後にいる真犯人に辿り着くのは難しいです」

本紙は「真犯人」を認識している。本紙は卑劣極まりない「真犯人」を断じて逃さない。次回は11月19日、さいたま地裁川越支部で同じく午後3時に開廷となる。

女性職員A氏の優秀な大弁護団がどのような反論をしてくるか、また、齋藤憲次裁判長がどのような訴訟指揮をするのか、見どころ満載の裁判は大詰めを迎えている。■